



発行 新潟県

第 22 号

令和8年3月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 6 新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（こども家庭課）

訓 令

- 1 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（人事課）

告 示

- 203 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（農地整備課）
- 204 道路の区域変更（道路管理課）
- 205 道路の区域変更（道路管理課）
- 206 道路の供用開始（道路管理課）
- 207 公有水面埋立ての竣功認可（河川管理課）
- 208 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 209 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 210 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 211 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 212 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 213 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 214 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 215 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

選挙管理委員会告示

- 29 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 30 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 31 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 32 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
- 33 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）

教育委員会告示

- 2 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正（義務教育課）

公安委員会告示

- 33 検定合格者審査の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第6号

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(認定こども園の長)</p> <p>第9条 条例第3条第1項第3号の規則で定める者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>幼稚園又は保育所の長の経験年数が3年以上である者</u></p> <p>(2) <u>幼稚園又は保育所等における実務の経験年数が10年以上である者（幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>当該認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、当該認定こども園の園長の任命権者又は当該認定こども園の設置者が前2号のいずれかに掲げる者と同等の資質を有すると認める者（当該認定こども園の運営上特に必要がある場合に限る。）</u></p>	<p>(認定こども園の長)</p> <p>第9条 条例第3条第1項第3号の規則で定める者は、<u>幼稚園若しくは保育所の長の経験年数が3年以上である者又は幼稚園若しくは保育所等における実務の経験年数が10年以上である者（幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。）</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程(昭和55年4月新潟県訓令第11号)の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係) (1)～(5)の2 (略) (6) <u>消防学校及びテクノスクールにおける授業及びこれに付随する業務</u> (7)～(13) (略) (14) <u>新発田食肉衛生検査センターにおけると畜検査及び食鳥検査業務</u>	別表(第2条関係) (1)～(5)の2 (略) (6) テクノスクールにおける授業及びこれに付随する業務 (7)～(13) (略)

告 示

◎新潟県告示第203号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和8年3月25日から同年4月21日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	東潟地区(全換地区)	換地計画書の写し	上越市役所、柿崎区総合事務所、大潟区総合事務所及び吉川区総合事務所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第204号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五泉停車場石曾根線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
五泉市宮野下字本村6026番1から	新	5.6～17.4メートル	25.4メートル
同市宮野下字本村6026番1まで	旧	5.3～5.6メートル	25.4メートル

◎新潟県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市北鶴島字瀬の脇252番4から	新	7.4～17.8メートル	157.2メートル
同市北鶴島字大畑222番1まで	旧	7.4～17.8メートル	157.2メートル

◎新潟県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市北鶴島字瀬の脇252番4から同市北鶴島字大畑222番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年3月24日

◎新潟県告示第207号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 竣功認可年月日
令和8年1月29日

2 竣工認可を受けた者の名称及び住所

- (1) 名称 新潟県佐渡地域振興局
- (2) 住所 佐渡市相川二町目浜町20番地1
- (3) 代表者氏名 佐渡地域振興局長 大田 佳美
- (4) 代表者住所 佐渡市相川二町目浜町20番地1

3 埋立区域

2工区

- (1) 位置 佐渡市松ヶ崎819番4地先から佐渡市松ヶ崎1340番3地先に至る間の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びN086R1の地点とY79の地点とを結んだ線により囲まれた区域
N086R1の地点 佐渡市松ヶ崎819番4地先の道路敷にある4級基準点A10(北緯37度55分41秒0810、東経138度30分01秒4692)から183度37分03秒35.186メートルの地点
EC10R1の地点N086R1の地点から200度18分41秒12.197メートルの地点
N087R1の地点EC10R1の地点から218度53分09秒8.398メートルの地点
KA11-1R1の地点N087R1の地点から196度01分11秒9.726メートルの地点
N088R1の地点KA11-1R1の地点から225度03分18秒11.032メートルの地点
N089R1の地点N088R1の地点から221度04分42秒20.078メートルの地点
KE11-1R1の地点N089R1の地点から214度32分57秒5.828メートルの地点
N090R1の地点KE11-1R1の地点から212度12分37秒14.221メートルの地点
N091R1の地点N090R1の地点から211度22分29秒20.087メートルの地点
N092R1の地点N091R1の地点から204度01分06秒20.089メートルの地点
KE11-2R1の地点N092R1の地点から197度11分19秒4.957メートルの地点
N093R1の地点KE11-2R1の地点から194度18分06秒15.180メートルの地点
N094R1の地点N093R1の地点から193度18分43秒20.069メートルの地点
KA11-2R1の地点 N094R1の地点から187度39分49秒1.702メートルの地点
N095R1の地点KA11-2R1の地点から200度55分13秒18.341メートルの地点
N096R1の地点N095R1の地点から198度02分08秒20.003メートルの地点
Y113の地点N096R1の地点から108度57分38秒0.862メートルの地点
SN01の地点Y113の地点から108度56分36秒7.162メートルの地点
SN65の地点SN01の地点から18度39分41秒38.331メートルの地点
SN64の地点SN65の地点から19度03分33秒11.291メートルの地点
SN63の地点SN64の地点から19度34分59秒8.002メートルの地点
SN62の地点SN63の地点から20度24分25秒8.004メートルの地点
SN61の地点SN62の地点から21度39分34秒8.765メートルの地点
SN60の地点SN61の地点から23度10分37秒7.257メートルの地点
SN59の地点SN60の地点から24度18分03秒4.007メートルの地点
SN58の地点SN59の地点から25度05分01秒3.996メートルの地点
SN57の地点SN58の地点から25度52分48秒4.002メートルの地点
SN56の地点SN57の地点から26度40分49秒4.002メートルの地点
SN55の地点SN56の地点から27度28分35秒4.021メートルの地点
SN54の地点SN55の地点から28度15分36秒4.007メートルの地点
SN53の地点SN54の地点から29度03分27秒3.980メートルの地点
SN52の地点SN53の地点から29度51分38秒3.991メートルの地点
SN51の地点SN52の地点から30度38分24秒3.977メートルの地点
SN50の地点SN51の地点から31度26分20秒4.032メートルの地点
SN49の地点SN50の地点から32度14分03秒4.007メートルの地点
SN48の地点SN49の地点から33度11分11秒5.616メートルの地点
SN47の地点SN48の地点から34度09分35秒4.365メートルの地点
SN46の地点SN47の地点から35度02分41秒6.041メートルの地点
SN45の地点SN46の地点から35度45分44秒5.991メートルの地点
SN44の地点SN45の地点から36度30分55秒6.010メートルの地点
SN43の地点SN44の地点から37度08分24秒13.656メートルの地点

SN42の地点SN43の地点から37度13分25秒17.460メートルの地点
 SN41の地点SN42の地点から37度43分06秒11.442メートルの地点
 Y79の地点SN41の地点から308度05分18秒6.969メートルの地点

(3) 面積 2,112.69平方メートル

- 4 埋立ての免許の年月日及び番号
令和3年1月5日 新潟県佐振地第3415号
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村（閲覧場所）
佐渡市

◎新潟県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年12月17日新潟県告示第1584号）を次のとおり解除する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂の川地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年12月17日新潟県告示第1585号）の指定を解除する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂の川地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂の川地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画道路
名称 3・5・706号 巻停車場線
8・7・504号 巻駅東西自由通路
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
弥彦村
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 燕弥彦都市計画下水道事業
(2) 名称 弥彦村特定環境保全公共下水道
 - 3 事業施行期間
令和2年5月22日から令和11年3月31日まで
 - 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし
-

◎新潟県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
新潟市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 新潟都市計画下水道事業
(2) 名称 新潟市船見公共下水道
 - 3 事業施行期間
昭和27年12月1日から令和9年3月31日まで
 - 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし
-

◎新潟県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市中部公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和44年3月28日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市白根公共下水道
- 3 事業施行期間
平成9年12月19日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

予算の公表について（公告）

令和8年2月27日新潟県議会において議決された令和7年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

令和7年度新潟県一般会計補正予算

令和7年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,090,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,375,905,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	2,397,860	4,372,869	6,770,729	千円
	第2項 負担金	871,969	1,401,456	2,273,425	
		1,525,891	2,971,413	4,497,304	
第9款 国庫支出金		147,339,995	52,926,139	200,266,134	
	第1項 国庫負担金	30,639,336	15,080	30,654,416	
	第2項 国庫補助金	110,503,844	52,894,007	163,397,851	
	第3項 委託金	6,196,815	17,052	6,213,867	
第12款 繰入金		46,092,001	2,317,619	48,409,620	
	第2項 基金繰入金	41,453,669	2,317,619	43,771,288	
第13款 諸収入		166,783,891	104,266	16,888,157	
	第5項 受託事業収入	4,127,606	104,266	4,231,872	
第14款 県債		191,227,000	27,370,000	218,597,000	
	第1項 県債	191,227,000	27,370,000	218,597,000	
歳 入	合 計	1,288,814,806	87,090,893	1,375,905,699	

第2項	しごと定住促進費	707,433	249,018	956,451
第3項	雇用能力開発費	2,388,137	178,868	2,567,005
第6款	産業費			
第1項	産業政策費	164,138,280	6,172,380	170,310,600
第2項	地域産業振興費	1,473,726	1,373,031	2,846,757
第3項	創業・イノベーション推進費	143,086,792	2,281,226	145,368,018
第4項	産業立地費	1,959,441	288,758	2,248,199
第5項	産業観光費	11,543,531	120,000	11,663,531
第7項	産業文化費	1,498,696	815,754	2,314,450
第8項	産業スポーツ費	2,699,937	117,903	2,817,840
		1,637,516	1,175,708	2,813,224
第7款	農林水産業費			
第2項	地域農政推進費	63,626,321	37,346,213	100,972,534
第3項	農産園芸費	7,267,651	2,482,629	9,750,280
第4項	経営普及費	1,930,690	604,012	2,534,702
第5項	食品・流通費	3,394,941	40,557	3,435,498
第6項	畜産業費	468,584	2,352,350	2,820,934
第7項	水産業費	3,135,970	210,400	3,346,370
第8項	森林業費	3,054,327	487,283	3,541,610
第10項	農地基盤整備費	10,395,363	2,878,983	13,274,346
第11項	農地計画費	22,714,420	28,267,379	50,981,799
		1,611,549	22,620	1,634,169
第8款	土木費	125,078,965	31,680,085	156,759,050

歳	出	合	計	1,288,814,806	87,090,893	1,375,905,699
---	---	---	---	---------------	------------	---------------

第2表 継続費補正 1 変更															
款	項	事業名	補		正		前		補		正		後		
			額	千円	年度	割額	年度	割額	額	千円	年度	割額	額	千円	
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (胎内川ダム洪水止増設)	6,816,000	千円	6	200,000	千円	6	200,000	千円	6	200,000	千円	200,000	
					7	400,000		7	2,190,700		7	2,190,700			
					8	1,000,000		8	793,900		8	793,900			
					9	1,557,000	6,816,000	9	1,000,000		9	1,000,000			
					10	1,975,000		10	1,500,000		10	1,500,000			
					11	1,200,000		11	647,400		11	647,400			
					12	484,000		12	484,000		12	484,000			

第3表 繰越明許費補正 1 追加				
款	項	事業名	金額	
第2款 総務費	第1項 政策費	にいがたGo To Eat事業費	千円 3,260	
		データ利活用促進費	27,000	
	第3項 統計調査費	データ利活用促進費	17,424	
		第4項 徴税費	キャッシュレス納付等推進費	24,150
第3款 環境費	第1項 環境政策費	業務用冷凍冷蔵機器常時監視システム導入支援費	55,000	
		第2項 環境対策費	指定鳥獣管理対策推進費	48,000
	第3項 資源循環推進費	自然公園等施設整備交付金事業費	53,230	
		地域環境保全対策費	182,295	
第4款 福祉保健費	第4項 防災費	避難所環境改善事業費	1,995	
		監視施設整備等整備費	500,000	
第1項 福祉保健費	福祉保健部地域機関等整備費	81,159		

第3項 地域医療政策費	医療施設食材料費高騰対策緊急支援費	593,806
	医療機関経営状況急変対策緊急支援費	3,775
	小児医療施設支援費	103,517
	病院経営改善緊急支援費	401,040
	遠隔医療による重症患者管理事業 モデル	44,087
	医療機関生産性向上支援費	560,000
	新潟医療人育成センター整備補助金	38,201
	離島・へき地における特定行為 研修受講支援費	10,000
	介護人材確保推進費	46,200
	介護分野生産性向上費	348,570
	認知症高齢者介護支援費	1,000
第4項 医師・看護師 確保・看職策 員費	高齢者福祉施設等防災・減災設備等 整備補助金	47,757
	医療・社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等 対応設備導入緊急支援費	323,200
	介護事業所等に対するサービス継続支援費	478,645
第5項 高齢福祉保健費		

	第6項 健康対策費	周産期医療支援費	254,429
		医療施設等業務効率化支援費	588,760
	第8項 障害福祉費	県立施設維持補修費	2,453
		コロナー維持補修費	4,600
		県立障害福祉施設整備費	175,223
第5款 労働費	第2項 しごと定住促進費	中小企業の人材確保総合支援費	6,136
		移住・就業等支援費	242,882
		テクノスクール設備更新費	166,500
		女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト費	12,368
第6款 産業費	第1項 産業政策費	ビジネス変革応援費	381,435
		にいがた経済好循環推進費	282,257
		ASPAC連携・魅力発信販路開拓費	12,000
		にいがた稼ぐ力強化支援費	630,000
		専門家派遣費	58,739

		県産品輸出拡大ブランドモデル事業費	8,600
		新潟県なりわい再建支援費	1,795,778
		中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	351,201
		地場産業振興総合支援費	26,660
		価格転嫁促進総合対策費	2,298
		新潟清酒経営革新等支援費	105,289
		起業チャレンジ応援費	11,650
		U・Iターン創業応援費	9,350
		次世代経営者イノベーション創出費	11,042
		AI活用推進ラボ事業費	198,257
		デジタル製造イノベーション推進費	58,459
		IT企業オフィス開設支援費	120,000
		にいがたGोटラベル事業費	703,260
		新潟ふるさと村施設整備費	112,494
第2項	地域産業振興費		
第3項	創業・イノベーション推進費		
第4項	産業立地費		
第5項	観光費		

第7款 農林水産業費	第7項 文化文	費	文化財保護助成費	30,000
		費	施設整備費	57,903
		費	地域の核となる文化財活用モデル実証事業費	30,000
	第8項 スポーツ	費	社会体育施設管理費	1,166,708
		費	プロ野球公式戦観戦招待費	9,000
		費	農林水産業総合振興事業助成費	830,000
	第2項 地域農政推進費	費	農地集約プラス多用途利用米団地化補助金	717,000
		費	経営構造対策事業助成費	755,484
		費	農山漁村振興対策補助金	21,822
		費	麦類生産技術向上支援補助金	4,010
第3項 農産園芸	費	産地づくり体制構築等支援補助金	54,000	
	費	新潟県気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策補助金	66,000	
	費	園芸産地における事業継続強化対策補助金	8,390	
			園芸生産持続化支援緊急対策補助金	182,500

	農作物鳥獣害対策補助金	181,712
	カーボンニュートラル新潟農業促進補助金	107,400
第4項 経営普及費	農業大学校施設整備費	40,557
第5項 食品・流通費	県産品輸出拡大ブランド化モデル事業費	8,600
	にいがたGo To Eat事業費	2,343,750
第6項 畜産業費	飼料価格高騰緊急対策補助金	130,400
	大規模養鶏場防疫対策強化事業補助金	80,000
第7項 水産業費	海業創出支援費	5,000
	漁業経営セーフティネット加入促進補助金	24,790
	スルメイカ漁業収入安定緊急対策補助金	3,893
	県営水産生産基盤整備事業費	98,100
	県営水産物供給基盤機能保全事業費	251,000
	市町村営漁港機能増進事業補助金	10,150
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	19,150

		県営漁港整備事業費 林道開設事業費 さのこ王国支援事業補助金 次世代森林集約化促進補助金 次世代林業機械導入支援事業補助金 民有林造林奨励補助金 花粉の少ない森林への転換促進支援補助金 合板・製材・集成材国際競争力強化・ 花粉削減総合事業補助金 さのこ生産資材価格高騰緊急対策補助金 復旧治山事業費 緊急予防治山事業費 防災林造成事業費 緊急総合治山事業費 緊急機能強化・老朽化対策事業費	75,200 275,240 120,000 18,999 37,500 370,711 23,200 127,604 120,000 288,960 413,100 646,370 42,810 276,130
--	--	--	---

	林木育種事業費	1,910
	県民の森等施設整備費	4,015
第10項 農地基盤整備費	県営かんがい排水事業費	1,530,558
	県営ストックマネット水利施設事業費	1,438,566
	県営農地防災排水事業費	603,897
	県営湛水防除事業費	1,710,719
	県営地すべり対策農地事業費	390,920
	県営ため池等整備事業費	1,734,203
	県営地盤沈下対策農地事業費	681,365
	国営附帯県営農地防災事業費	131,686
	県営特定農業用管路等特別対策事業費	88,027
	県営防災重点農業用ため池緊急整備事業費	1,135,513
	県営経営体育成基盤整備事業費	17,261,641
	県営農道橋等保全対策事業費	13,168

	県営中山間地域対策事業費	626,385
	団体営基幹水利施設ストックマネジメント費	12,390
	地域農業水利施設ストックマネジメント費	15,419
	団体営農業水路等長寿命化・防災減災費	86,108
	団体営農道保全対策事業助成費	55,421
	団体営農業集落排水事業助成費	92,375
	基盤整備促進事業助成費	10,909
	耕作条件改善事業助成費	109,315
	地籍調査事業費	22,620
	建設産業ICTファーストステップ促進費	96,000
	道路改良築費	2,258,359
	災害防除施設費	593,780
	隧道補修費	123,315
	橋りょう補修費	3,892,631
	第11項農地計画費	
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費	
	第2項 道路橋りょう費	

	防 災 ・ 防 雪 施 設 補 修 費	290,155
	雪 寒 对 策 機 械 整 備 費	560,804
	緊 急 地 方 道 路 整 備 費	2,345,879
	緊 急 地 方 道 路 整 備 費 (街 路)	185,850
	河 川 管 理 施 設 機 能 確 保 事 業 費	974,400
	綜 合 流 域 防 災 对 策 河 川 機 能 保 全 費	200,050
	河 川 伐 採 木 を 活 用 し た 生 活 者 支 援 事 業	116,235
	広 域 河 川 改 修 費	1,688,400
	河 川 綜 合 流 域 防 災 对 策 整 備 費	404,250
	河 川 災 害 復 旧 関 連 緊 急 事 業 費	630,000
	海 岸 高 潮 对 策 費	126,000
	海 岸 老 朽 化 对 策 費	63,000
	河 川 綜 合 開 発 事 業 費	130,900
	堰 堤 改 良 費	723,655
第3項	河 川 海 岸 費	

第4項	砂防	費	通	常	砂	防	費	1,077,440												
			火	山	砂	防	費	270,400												
			砂	防	綜	合	流	域	災	対	策	整	備	費	839,592					
			地	す	べ	り	対	策	費	1,035,840										
			急	傾	斜	地	崩	壊	対	策	費	214,240								
			街	路	事	業	費	210,000												
			公	園	整	備	費	1,713,520												
			既	設	公	営	住	宅	改	善	費	69,600								
			地	方	バ	ス	路	線	運	行	維	持	対	策	費	4,504				
			地	方	バ	ス	路	線	対	策	費	(県	単	補	助)	51,275			
第5項	都	市	計	画	費	運	輸	人	材	確	保	業	務	効	率	化	推	進	費	31,000
						万	代	島	施	設	L	E	D	化	事	業	費	94,620		
						コ	ン	テ	ナ	タ	タ	ー	ミ	ナ	ル	安	定	経	営	緊
第6項	建	築	策	費	港	湾	振	興	費	550,000										
					港	湾	改	修	費											

		港 湾 海 岸 保 全 費	32,000
	第10項 空 港 費	新潟空港緊急支援プロジェクト費	527,487
第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	警察庁舎等特別修繕費	232,884
	第2項 警 察 行 政 費	交通安全施設整備費	44,000
第10款 教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	県立学校整備関係費	1,740
	第3項 高 等 学 校 費	県立学校給食費負担軽減支援費	7,420
		県立高校魅力発信強化事業費	19,856
		県立学校 I C T 環境整備費	62,981
		次代を切り拓く高校教育プロジェクト事業費	139,695
		A I の活用による英語教育強化事業費	15,000
		県立学校情報機器整備費	337,678
		高等学校 校 冷 房 整 備 費	260,969
		高 校 環 境 整 備 費	212,769
		地域と世界をつなぐグローバルコモンズ整備費	551,450

第4項 特別支援学校費	県立学校給食費負担軽減支援費	17,127
	県立学校情報機器整備費	92,261
	特別支援学校大規模・耐震改修費	139,300
	県央地区特別支援学校(仮称)建設費	60,000
	県央地区特別支援学校(仮称)建設費(県単)	189,925
	図書館等改修費	200,241
	第6項 生涯学習推進費	
	第8項 私立学校教育振興費	732
	私立学校等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援費	32,516
	国際交流・留学プログラム構築推進費	14,000
第9項 大学費	県立看護大学支援費	57,200
	県立大学支援費	293,920
合計	73,474,049	

2 変更				
款	項	事業名	修正前の額	修正後の額
第3款	環境費	原子力防災対策費	千円 340,000	千円 2,000,458
合 計			2,889,429	4,549,887

第4表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	ツキノワグマ春期管理捕獲等委託契約	令	和	8	年	度	42,926千円	
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金交付決定	令	和	8	年	度	80,000千円	
	保安林総合改良事業工事請負契約	令	和	8	年	度	38,000千円	
	地すべり防止事業工事請負契約	令	和	8	年	度	375,916千円	
	緊急機能強化・老朽化対策事業工事請負契約	令	和	8	年	度	105,000千円	
	保安林総合改良工事調査委託契約	令	和	8	年	度	8,000千円	
	地すべり防止工事調査委託契約	令	和	8	年	度	91,084千円	
	港湾改修工事請負契約	令	和	8	年	度	250,000千円	
	県立学校体育館空調設備設置工事設計業務委託契約	令	和	8	年	度	39,925千円	

起債の目的		補			正			前			正			後		
		限度額	起債の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	千円	12,441,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	千円	17,499,000	補正前に同じ								
河川事業費	8,504,000															
海岸事業費	414,000															
砂防事業費	4,739,000															
街路事業費	336,000															
公園事業費	787,000															
公営住宅建設事業費	294,000															
港湾事業費	3,598,000															
漁港事業費	408,000															
林道事業費	398,000															
治山事業費	1,724,000															

農地事業費	4,357,000	13,182,000
学校教育施設等整備事業費	3,974,000	4,405,000
社会福祉施設整備事業費	432,000	451,000
地域活性化事業費	1,350,000	1,464,000
地方道路等整備事業費	5,474,000	6,666,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	691,000	928,000
交通安全施設整備事業費	918,000	940,000
国立・国定公園施設整備事業費	2,000	21,000
農林水産業振興事業費	30,000	38,000
合 計	191,227,000	218,597,000

令和7年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	110,990千円	15,180千円	126,170千円
	第2項 財産収入	21,491	10,309	31,800
歳入合計		110,990	15,180	126,170

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費		千円 109,990	千円 15,180	千円 125,170
	第1項 事業費	37,502	15,180	52,682
歳	出	110,990	15,180	126,170
	合 計			

第2表 繰越明許費				
款	項	事 業 名	金 額	額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	15,180	千円
合	計		15,180	

令和7年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	76,991,530	611,037	77,602,567
第2項 医業外収益	14,971,802	611,037	15,582,839

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,013,611千円は、過年度分損益勘定留保資金1,986,892千円及び当年度分損益勘定留保資金1,026,719千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	6,681,023	1,690,616	8,371,639
第2項 企業債	2,595,200	1,055,300	3,650,500
第4項 負担金交付金	3,940,810	635,316	4,576,126

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	9,693,842	1,691,408	11,385,250
第1項 建設改良費	3,116,033	1,058,138	4,174,171
第5項 その他資本的支出		633,270	633,270

(企業債)

第4条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 2,595,200	千円 3,650,500

(他会計からの補助金)

第5条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,339,294千円に改める。

令和7年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,178,403千円は、当年度分損益勘定留保資金1,439,015千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469千円、当年度利益剰余金処分額227,057千円及び繰越利益剰余金処分額511,862千円で補てんする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	6,311,051	764,600	7,075,651
第1項 企業債	1,566,000	176,300	1,742,300
第2項 国庫補助金	3,412,490	412,000	3,824,490
第4項 負担金	1,299,122	176,300	1,475,422

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	8,489,454	764,600	9,254,054
第1項 建設改良費	6,008,937	764,600	6,773,537

(企業債)

第3条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
流域下水道事業	千円 1,267,400	千円 1,443,700

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ショッピングタウン中条
所在地 胎内市東本町2641 外
設置者 イオンリテール株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の収容台数の変更）に関する届出
公告日 令和7年10月24日
- 3 意見の概要
 - (1) 胎内市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和8年3月24日から令和8年4月24日まで

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、携帯電話による移動通信サービスの提供契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
携帯電話による移動通信サービスの提供契約
 - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から令和8年4月13日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部警務部装備施設課装備係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (3) 問合せ先
 - ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-1830（直通）
 - イ 機器等の仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部装備施設課装備係

電話番号 025-285-0110 内線2312

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各項に該当しない者であること。
- (2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用している者であること。
- (5) 移動通信役務又はその他の通信役務について、過去5年間に新潟県警察又は他の都道府県警察において提供実績があることを証明した者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和8年4月13日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部装備施設課装備係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年4月30日（木）午前11時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年5月12日（火） 午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）を令和8年5月11日（月）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Contract for provision of service for mobile communication utilizing cellular phone devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Tuesday, May 12, 2026

Time: 11:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room,

First Floor, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

- Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan
- (3) For more information, please contact the following divisions in Japanese:
For contract procedures:
Contracts and Supplies Section, Accounting Division,
Police Administration Department, Niigata Prefectural Police Headquarters
Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553
Phone: 025-285-1830 Direct
For technical specifications:
Equipment Section, Equipment and Facilities Division,
Police Administration Department, Niigata Prefectural Police Headquarters
Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553
Phone: 025-285-0110 Extension 2312

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和8年3月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在 地	公職の種類 (第1号)	一以上の市 町村等の区 域を単位と して設けら れる支部	届出年月日
中道改革連合新潟県第1区総支部	本多智奈美	佐藤真一	新潟県新潟市中央区 米山2-5-8米山 プラザビル202	衆議院議員	○	R8.01.20
中道改革連合新潟県第2区総支部	菊田真紀子	中村紀之	新潟県三条市本町6 -13-3	衆議院議員	○	R8.01.21
中道改革連合新潟県第3区総支部	黒岩宇洋	川久保孝子	新潟県新発田市中央 町2-4-21	衆議院議員	○	R8.01.21
中道改革連合新潟県第4区総支部	米山隆一	川西宏知	新潟県長岡市千秋1 丁目253-5	衆議院議員	○	R8.01.23
中道改革連合新潟県第5区総支部	梅谷守	杉山直人	新潟県上越市木田1 -8-14	衆議院議員	○	R8.01.22
日本維新の会衆議院新潟県第1選挙区支部	伊藤和成	伊藤和成	新潟県新潟市東区小 金町1-6-14	衆議院議員	○	R8.01.24
日本維新の会衆議院新潟県第2	金井典子	金井典子	新潟県新潟市西区鳥 原1622-3サンセッ	衆議院議員	○	R8.01.24

選挙区支部

ト・ヴィラ101

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県長岡市三島郡第三支部	荒木法子	石坂大	新潟県長岡市宮原1-7-14	○	R7.12.19

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部育子後援会	阿部育子	関根眞	新潟県三条市猪子場新田931-35	R8.01.06
薫風櫻花塾	佐藤和基	片山和美	新潟県新潟市東区一日市1018-3	R8.01.13
外山隆介を応援する会	坂上雅史	外山隆介	新潟県三条市石上2-3-4	R8.01.20
長岡成長戦略研究会	荒木法子	吉原裕之	新潟県長岡市宮原1-7-14	R8.01.05
藤家貴之後援会	藤家貴之	藤家由香利	新潟県三条市駒込1505	R8.01.07

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党新潟第2支部	稲村隆行	主たる事務所の所在地	新潟県燕市本町1-3-36-2	新潟県新潟市南区榎筒365	R7.02.05
		代表者の氏名	稲村隆行	真保博文	
		主たる事務所の所在地	新潟県西蒲原郡弥彦村麓2143	新潟県燕市本町1-3-36-2	R7.12.05
自由民主党小木支部	佐藤孝	代表者の氏名	樋浦万由子	稲村隆行	
		会計責任者の氏名	坂井直之	岩寄勝美	R8.01.05
自由民主党小国町支部	佐藤秀吉	代表者の氏名	中川章	高野誠	R8.01.05
		会計責任者の氏名	新新潟県長岡市小国町千谷沢1034	新潟県長岡市小国町横沢703-2	R8.01.01
自由民主党中之口支	五十嵐宗清	代表者の氏名	佐藤秀吉	飯田和弘	
		会計責任者の氏名	原久晴	長谷川知夫	
自由民主党中之口支	五十嵐宗清	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西	新潟県新潟市西	R7.12.26

部			蒲区針ヶ曾根 132	蒲区真木1834	
立憲民主党新潟県参 議院選挙区第2総支 部	村木さく良	代表者の氏名 会計責任者の氏名	五十嵐宗清 山口希望	野澤政市 相墨武人	R7. 12. 09
立憲民主党新潟県総 支部連合会	大淵健	代表者の氏名	大淵健	本多智奈美	R8. 01. 20
立憲民主党新潟県第 1区総支部	宇野耕哉	代表者の氏名	宇野耕哉	本多智奈美	R8. 01. 20
		国会議員関係政治団 体の区分	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	法第19条の7第 1項第1号に係 る国会議員関係 政治団体	
立憲民主党新潟県第 2区総支部	加藤大弥	代表者の氏名	加藤大弥	菊田真紀子	R8. 01. 20
		国会議員関係政治団 体の区分	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	法第19条の7第 1項第1号に係 る国会議員関係 政治団体	
立憲民主党新潟県第 4区総支部	廣川信之	代表者の氏名	廣川信之	米山隆一	R8. 01. 20
		国会議員関係政治団 体の区分	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	法第19条の7第 1項第1号に係 る国会議員関係 政治団体	
立憲民主党新潟県第 5区総支部	梅谷守	会計責任者の氏名	杉山直人	小川千比呂	R7. 12. 01
	土田竜吾	代表者の氏名 国会議員関係政治団 体の区分	土田竜吾 国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	梅谷守 法第19条の7第 1項第1号に係 る国会議員関係 政治団体	R8. 01. 20

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の 氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
打越さく良後援会	村木さく良	会計責任者の氏名	山口希望	相墨武人	R7. 12. 09
梅谷守後援会	梅谷守	会計責任者の氏名	杉山直人	小川千比呂	R7. 12. 01
川上りな後援会	赤妻りな	代表者の氏名 会計責任者の氏名	赤妻りな 赤妻りな	川上りな 川上りな	R6. 10. 23
とことん向き合う会	梅谷守	会計責任者の氏名	杉山直人	小川千比呂	R7. 12. 01
新潟経済人連盟	廣田幹人	代表者の氏名	廣田幹人	福田勝之	R8. 01. 01
新潟県生衛団体政治 連盟	早川幹夫	会計責任者の氏名	竹内聖二	熊谷孝	R7. 12. 23
新潟県生衛団体花角 英世後援会	柳一成	会計責任者の氏名	竹内聖二	熊谷孝	R7. 12. 23
新潟建設経済連盟	藤田直也	代表者の氏名	藤田直也	市村稿	R7. 04. 14
はなずみ英世後援会	廣田幹人	代表者の氏名	廣田幹人	福田勝之	R8. 01. 21
平田わたるを支える	平田和太龍	主たる事務所の所在地	新潟県佐渡市千	新潟県佐渡市金	R8. 01. 05

会		種984-2	井新保乙1637-2	
ほかりけんじ後援会	帆苅謙治	会計責任者の氏名	波多野裕一	武石明 R8.01.20
ほり勝重後援会	田野隆夫	代表者の氏名	田野隆夫	中条守 R8.01.01
妙高はね馬クラブ	渡部道宏	主たる事務所の所在地	新潟県妙高市高柳1-3-17ハ ーモニター101号	新潟県妙高市高柳1-3-14 R8.01.09
わたなべ希後援会	渡邊希	代表者の氏名	渡邊希	大井淳 R7.12.24
		会計責任者の氏名	渡邊希	大井淳

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県第一選挙区支部	塚田一郎	R7.04.30
自由民主党新潟県三条市第一支部	河原井拓也	R7.12.26
自由民主党新潟県新潟市中央区第五支部	内山航	R7.10.21

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい風を起こす会	塩田純三郎	R7.02.12
新しい燕をつくる会	鈴木力	R7.11.30
イチロー会	渡辺惇夫	R7.03.31
一六山会	中村康司	R7.04.12
薄田さとし後援会	薄田智	R7.07.24
黒滝松男後援会	黒滝松男	R7.12.31
薫風櫻花塾	佐藤和基	R7.07.31
佐藤敏雄応援団	桃澤良一	R7.10.25
自分上手	堀哲子	R7.01.31
市民と県政をつなぐ会	白鳥良一	R7.02.28
鈴木力後援会	山崎悦次	R7.11.30
税理士による塚田一郎後援会	五十嵐秀夫	R7.09.30
爽風つばめの会	本間克司	R7.12.25
中林ひろあき後援会	吉澤政敏	R7.03.31
ひがなつみ新潟県後援会	山下智	R7.11.27
宮澤幸子後援会	宮澤幸子	R7.05.20
山口こうじ後援会	山口康司	R7.05.21
吉田光利後援会	井口勝幸	R7.12.31
吉村重敏後援会	原山文男	R7.12.09

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
鈴木力	新しい燕をつくる会	R7. 11. 30
薄田智	薄田さとし後援会	R7. 07. 24
宮澤幸子	宮澤幸子後援会	R7. 05. 20

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和4年分

(単位 円)

[その他の団体]

三田としあき後援会

報告年月日 06. 03. 25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

教育委員会告示

新潟県教育委員会告示第2号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次の表のように改正し、令和8年3月24日から実施する。

令和8年3月24日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(辞令書)</p> <p>第24条 第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記第2号様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>ただし、<u>同条第3号(地方教育行政法第40条の規定によるものに限る。)</u>、<u>第4号から第9号まで及び第19号(地方教育行政法第40条の規定によるものに限る。)</u>に掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。</p>	<p>(辞令書)</p> <p>第24条 第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記第2号様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>ただし、<u>同条第4号から第9号まで</u>に掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p>

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第33号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和8年3月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
空港保安警備業務2級	令和8年4月24日（金）	午前9時から 正午まで	各10人
施設警備業務2級			
交通誘導警備業務2級			
貴重品運搬警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者

4 判定方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

ア 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

ウ 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、新潟県内に住所地があることを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し、免許情報記録個人番号カードの表面の写し等）又は新潟県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

(2) 提出先

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター 警備業担当

(3) 審査手数料

4,700円（納付された手数料は還付しない。）

(4) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

令和8年4月9日(木)及び同月10日(金)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(5) 受検申込み及び審査申請書の提出

(4)により事前申込みを受理された者は、次のいずれかの方法により受検申込みを行うこと。

ア 持参による受検申込み

持参により受検申込みを行う場合は、申込者が審査申請書を提出先に直接持参した上で、手数料を納付すること。

(7) 申込期間

令和8年4月16日(木)及び同月17日(金)の各日午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 申込方法

(1)の提出書類を(2)の提出先へ直接持参すること。

(5) 手数料納付方法

受検申込時にキャッシュレス決済又は現金決済により納付すること。

イ 郵送による受検申込み

郵送により受検申込みを行う場合は、申込者が審査申請書を提出先に郵送した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(7) 申込期間

電話による事前申込み終了後から令和8年4月17日(金)まで(締切日の消印有効)

(4) 申込方法

(1)の提出書類を「簡易書留」又は「レターパックプラス」により(2)の提出先へ郵送すること(郵送に要する費用は申込者の自己負担とする。)

(5) 手数料納付方法

受付期間内に「新潟県電子申請システム」により納付すること。

ウ インターネットによる受検申込み

インターネットにより受検申込みを行う場合は、申請者が電子申請した上で、電子納付により手数料を納付すること。

(7) 受付期間

電話による事前申込み終了後から令和8年4月17日(金)午後4時30分まで

(4) 申込方法

「e-Govポータル」(<https://www.e-gov.go.jp>)の「電子申請」により、必要事項を入力の上、(1)の提出書類を添付して申し込むこと(パソコンでのみ申込可能。スマートフォンからの申込みはできない。)

(5) 手数料納付方法

イ(5)と同様

6 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

7 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110(代表)